

令和2年5月1日

保育施設長 各位
保育施設ご利用保護者 各位
保育施設ご利用保護者の雇用主 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

【第2報：5月1日】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言発令の延長に伴う 保育施設への登園自粛要請について

2020年（令和2年）4月17日に全国に拡大された緊急事態宣言を受け、4月20日に沖縄県より独自の緊急事態宣言がなされ、本市としても令和2年4月23日付通知文書にて4月27日から5月6日までの期間の登園自粛要請を行いました。

市民の皆様のご協力のおかげで、沖縄県の発症者は日毎に減少傾向になりつつありますが、気を緩めることなく、今後も市民の努力を継続していく必要があります。

現在、国においても緊急事態宣言を継続するのか、継続するのであればいつ迄か、その判断が検討されている状況ではありますが、検討結果が公表されるのはゴールデンウィーク中になる可能性があります。この場合、5月7日以降の対応を直前までお知らせできないことになり、社会活動に大きな支障をもたらすことが想定されます。

従いまして、本市と致しましては、当面の間、登園自粛要請を継続することといたしました。

市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、現在の状況をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国及び県において緊急事態宣言の延長日等が決定されましたら、改めて、市民の皆様には登園自粛の協力期間についてお示しする予定です。

今後状況が変わりましたら宜野湾市ホームページ等でお知らせいたします。

1. 登園自粛等要請期間

令和2年4月27日（月）～5月6日（水）

※5月7日（木）以降は、当面の間、登園自粛要請を継続します。

2. 登園自粛等要請期間中の保育対象者について

令和2年4月23日付文書にて通知した内容と同様。

問い合わせ先
宜野湾市 子育て支援課 保育児童係
098-893-4411（内線176,178）